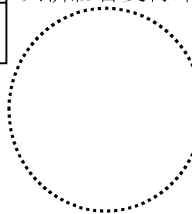


# 退職届（老齢厚生・退職共済年金受給権者用）

表面

老齢厚生年金または退職共済年金の受給権者が退職により国家公務員共済の長期組合員資格を喪失したときの届

所属 共済 組合	文部科学省 共済組合	琉球大学 支部 所属所	組合コード		支部コード			共済組合受付印									
			0	7	5	6	6										
年金証書記号番号			個人番号(または基礎年金番号)														
A - - - -			基礎年金番号(10桁)で届出する場合は左詰めでご記入ください。														
A - - - -			<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>														
資格喪失年月日	平成・令和	年	月	日	※資格喪失年月日は退職日の翌日です。												

次の<ア>～<エ>の質問に対し、該当するものを○で囲んでください。

<ア> 退職後、一か月以内に再度厚生年金保険に加入する予定はありますか。

1. ある (加入予定年月日 平成・令和 年 月 日)	2. ない
-----------------------------	-------

1を○で囲んだ方は、下欄から加入する予定の厚生年金の種別(1～4号)を○で囲んでください。

1号(旧厚生年金)	2号(旧国家公務員共済)	3号(旧地方公務員共済)	4号(旧私学共済)
-----------	--------------	--------------	-----------

<イ> あなたは、現在、雇用保険の基本手当、船員保険の失業手当金または高年齢雇用継続給付を受けていますか。

1. 受けている	2. 受けていない	3. これから受ける予定である
----------	-----------	-----------------

※1を○で囲んだ方は、この届の他に「老齢厚生年金・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」を提出してください。なお、雇用保険の基本手当等を受けると、年金の支給が調整されます。この調整に該当した場合は、後日通知いたします。

※3を○で囲んだ方は、ハローワークに求職の申込みを行った際または高年齢雇用継続給付を受け始めた際に、別途、「老齢厚生年金・退職共済年金受給権者 支給停止事由該当届」を提出してください。

<ウ> あなたは、この老齢厚生年金または退職共済年金のほかに公的年金制度(裏面をご参照ください。)から障害または遺族を給付事由とする年金の決定を受けていますか。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中である
----------	-----------	-----------

※1または3を○で囲んだ方は、受けている(または請求中である)年金の名称と種別を裏面に記入してください。また、別途、「年金受給選択申出書」を提出してください。

<エ> あなたの加給年金額対象配偶者は、公的年金制度(裏面をご参照ください。)から年金の決定を受けていますか。

1. 受けている	2. 受けていない	3. 請求中である
----------	-----------	-----------

※1または3を○で囲んだ方は、受けている(または請求中である)年金の名称と種別を裏面に記入してください。

上記のとおり届け出ます。 令和 年 月 日

国家公務員共済組合連合会理事長 殿

【住所】 〒 - 【電話番号】  
( - )

【氏名】 印 【生年月日】  
昭和 年 月 日

【備考】

## 【 注 意 事 項 】

○この届は、国家公務員共済組合連合会が決定した老齢厚生年金または退職共済年金の受給権を有する方が、国家公務員共済の長期組合員資格を喪失したときの届です。この届の提出により、退職までの期間により計算した年金額に改定されます(ただし、一か月以内に再度第2号(国共済)または3号(地共済)厚生年金保険の被保険者(組合員)となった場合、及び70歳到達後に退職した場合を除く。)

○平成27年9月以前に退職共済年金を決定している方で、平成27年10月以後の期間に係る老齢厚生年金が未決定の方は、この届とあわせて「老齢厚生年金決定請求書(老齢厚生・退職共済年金受給権者用)」を提出してください(用紙は所属の共済組合にあります。)

○在職中に70歳に到達したことにより、第2号(国共済)厚生年金保険の被保険者資格を喪失した場合は、「70歳到達による第2号厚生年金被保険者資格喪失届」を提出してください。

○老齢厚生年金または退職共済年金決定請求後に雇用保険の被保険者となった方は、別途、雇用保険被保険者証の写しを添付してください。

○退職後に第2号(国共済)または第3号(地共済)厚生年金保険の被保険者(組合員)となる場合は、別様式の「再就職届」が必要となります(用紙は所属の共済組合にあります。)

●公的年金制度とは、次の各年金制度をいいます。

- ・国民年金 ・厚生年金保険 ・国家公務員共済組合 ・地方公務員等共済組合 ・私立学校教職員共済
- ・旧農林漁業団体職員共済組合 ・昭和60年法律第34号による改正前の船員保険

表面<ウ>において、「1.受けている」、「3. 請求中である」を○で囲んだ方は、あなたの年金の内容をご記入ください。

公的年金制度の名称	年金の種別	支給開始年月
	1. 障害 2. 遺族	昭和 平成 令和 年 月

表面<エ>において、「1.受けている」、「3. 請求中である」を○で囲んだ方は、配偶者の年金の内容をご記入ください。

公的年金制度の名称	年金の種別	支給開始年月
	1. 老齢・退職 2. 障害	昭和 平成 令和 年 月